

○ 国立大学法人山梨大学教育研究支援基金における感謝状贈呈に関する内規

制定 平成30年10月 9日

改正 令和 2年 7月21日

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人山梨大学教育研究支援基金への寄附者（個人又は団体）に対する感謝状贈呈に関して、国立大学法人山梨大学教育研究支援基金管理運営委員会規程第8条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(感謝状の贈呈)

第2条 原則として、1回又は累計で20万円以上の寄附を行った者又は団体とする。

(返礼品の贈呈)

第3条 第2条の規定に基づく感謝状贈呈者のうち100万円以上の寄附を行った者又は団体へ返礼品を併せて贈呈するものとする。

(贈呈の方法)

第4条 贈呈の方法については、原則、郵送するものとする。ただし、第2条の規定に基づく感謝状贈呈対象者のうち100万円以上の寄附を行った者又は団体へ学長による贈呈の希望を聴取し、これを希望する場合は、学長による贈呈を行うものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成30年10月 9日から施行する。
- 2 国立大学法人山梨大学教育研究支援基金における感謝状贈呈の推薦について(平成21年5月20日制定)は廃止する。

附 則

この内規は、令和2年7月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。